

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

家計急変

(R4年度概要版)

京都府奨学のための給付金のご案内

◇授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

◇返済する必要のない給付金です。

注 保護者等(親権者全員)の令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯の方は「家計急変」ではなく、「一部早期給付申請2回目含む」で申請してください。

1 家計急変の対象者について

基準日(※1)現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(全員又は一方)に令和4年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税されていたが、令和4年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変(失業等。ただし定年退職は対象外)が発生し、家計急変後の保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- ④ 生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していないこと。ただし学び直しは1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

※1 基準日

7月1日までに家計急変が発生した場合、7月1日
7月2日以降に家計急変が発生した場合、家計急変発生日等

※2 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
年収見込(会社員)※3	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,001円 未満	4,137,501円 未満
所得見込(自営業)※4	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下	2,870,000円 以下

※3 会社員の方の年収見込は、給与収入(収入金額)のことです。

※4 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額ー必要経費)のことです。

➡ 裏面もご覧ください。

2 家計急変の必要書類について

申請書及び以下のA～Dの添付書類を提出していただきます。申請書類は、在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

- A 家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類
- B 家計急変前の収入が確認できる書類
- C 家計急変後の収入が確認できる書類
- D 保護者等の扶養親族等全員分の健康保険証(写)

3 家計急変の確認について

「2 家計急変の必要書類について」のA～Dの添付書類により、家計急変発生後1年間の保護者等(親権者全員)の年間収入を推計し、「保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税」に相当すると認められる世帯であることを確認します。

4 給付額(年額)について

世帯状況 (※全：全日制、定：定時制)	給付年額	家計急変の給付額
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	114,100円	7月以降に家計急変となった場合は、「令和5年3月までの月数」に応じて月割支給となりますので左記の年額と異なります。
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	
住民税所得割非課税(通信制・専攻科)	50,500円	

5 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の(1)～(5)の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

- (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 交通遺児奨学金
- (4) 母子家庭奨学金
- (5) 京都府高校生給付型奨学金

6 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ申請書と添付書類を提出していただきます。
詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

7 問い合わせ先

京都府立北嵯峨高等学校	(電話075-872-1700)
又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係	(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
申請2回目含む

(R4年度概要版)

京都府奨学のための給付金のご案内

◇授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

◇返済する必要のない給付金です。

注 新入生の方で、新入生対象の一部早期給付4～6月分(申請1回目)を申請した方は、今回、7～3月分(申請2回目)の申請が必要です。ただし、申請1回目を申請された方でも令和4年度の住民税所得割額が課税されている場合、申請2回目は対象外です。

「京都府奨学のための給付金」の申請希望者のうち、一部早期給付を

	申請した方	希望しなかった方
申請① (5月案内)	申請①の申請済み ●支給額:裏面表中①の金額 ●支払時期:7月末以降	申請①の手続きは不要
申請② (6月下旬～案内予定) 今回案内	申請②の手続きが必要 ●支給額:裏面表中②の金額 ●支払時期:10月末以降	申請②の手続きが必要 ●支給額:裏面表中③の金額 ●支払時期:10月末以降

1 対象者について 基準日(令和4年7月1日)現在

基準日現在、以下1～5の要件を全て満たすこと。

- 1 保護者等(親権者全員)の令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。
- 2 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- 3 生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- 4 生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。
- 5 生徒が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していないこと。ただし学び直しは1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

2 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ申請書と添付書類を7月中に提出していただきます。

添付書類は、令和4年度住民税課税(非課税)証明書等又は、生活保護(生業扶助)受給証明書等です。

詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

(※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。別々に手続きが必要となります。)

なお、保護者等(親権者全員)が京都府以外の都道府県にお住まいの場合は、それぞれの都道府県の担当課又は在学する学校へお問い合わせください。

(文部科学省ホームページにお問い合わせ先一覧の掲載があります。)

➡ 裏面もご覧ください。

3 給付額(年額)について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	新入生の方に 5月に案内済		
	①新入生の 一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②新入生の 一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)	③新入生の 一部早期 給付以外 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通のみ。専攻科除く)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	28,525円	85,575円	114,100円
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	35,925円	107,775円	143,700円
住民税所得割非課税(通)	12,625円	37,875円	50,500円
専攻科(生活保護(生業扶助)・住民税所得割非課税)			50,500円

※新入生の①を申請した場合は必ず新入生の②も申請が必要。ただし、令和4年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

4 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の(1)～(5)の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

- (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 交通遺児奨学金
- (4) 母子家庭奨学金
- (5) 京都府高校生給付型奨学金

5 問い合わせ先

京都府立北嵯峨高等学校	(電話075-872-1700)
又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係	(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)